

奈良県電子自治体推進協議会 会則

(設置)

第1条 奈良県及び奈良県内の市町村等が連携・共同して、電子自治体を推進することにより、住民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化に資するため、奈良県電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員が共同で取り組む情報通信基盤整備及びシステムの開発並びに運営管理等に関する事業
- (2) 前号に係る調査研究に関する事業
- (3) 情報化推進に資する研修及び情報提供に関する事業
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を奈良県奈良市登大路町30番地に置く。

(会員)

第4条 協議会の会員は、普通会员と特別会員とする。

- (1) 普通会员は、奈良県及び奈良県内の市町村とする
- (2) 特別会員は、協議会の趣旨に賛同し、役員会において特に参加を認められた団体とする

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 12名以内
- (4) 監事 2名

2 会長は、奈良県市長会会長をもって充てる。

3 副会長は、奈良県総務部長及び奈良県町村会会長をもって充てる。

4 理事は、次の各号に掲げる市町村長をもって充てる。

- (1) 奈良県市長会副会長及び奈良県市長会が推薦する市長1名
- (2) 奈良県町村会副会長及び奈良県町村会が推薦する町村長8名以内

5 監事は、次の各号に掲げる市町村長をもって充てる。

- (1) 奈良県市長会が推薦する市長（奈良県市長会監事のいずれか1名）
- (2) 奈良県町村会が推薦する町村長（奈良県町村会監事のいずれか1名）

（役員職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 監事は、会計の監査を行い、決算を審査する。

（役員会）

第7条 協議会に最高議決機関として役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。
- 3 役員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 4 役員会は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 5 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は監事から請求があったときに開催する。
- 6 役員会は、役員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 7 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 8 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、代理の者を出席させ、表決を委任することができる。
- 9 前項における第6項及び第7項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。

（幹事会）

第8条 役員会に付すべき事項等について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって組織する。
- 3 幹事は、奈良県の情報政策担当部次長、市町村の情報政策担当部長又はその相当職の者をもって充てる。
- 4 その他、幹事会の運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

（調整部会）

第9条 協議会を円滑に運営するため、協議会に調整部会を置く。

- 2 調整部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 奈良県情報政策担当課担当課長補佐
 - (2) 奈良県市長会会長団体及び副会長団体の情報政策担当課長
 - (3) 奈良県町村会の各郡町村会会長団体の情報政策担当課長
 - (4) 次条第1項の規定により設置された事業部会の部会長
- 3 その他、調整部会の運営等に必要な事項については、会長が別に定める。

(事業部会)

第10条 協議会に、第2条第1号及び第2号に掲げる事業を行うため、その事業テーマごとに事業部会を置くことができる。

- 2 事業部会は、奈良県情報政策担当課事業担当課長補佐及び市町村の情報政策担当課長又はその相当職の者から選任された者で構成する。
- 3 その他、事業部会の運営等に必要な事項については、会長が別に定める。

(協議会の会費)

第11条 普通会員は、協議会において別に定める会費を納入しなければならない。

(事業計画)

第12条 会長は、毎年度、事業計画を調製し、役員会の承認を得なければならない。

(事業報告)

第13条 会長は、事業年度終了後、速やかに事業報告を調製し、役員会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項については、会長が別に定める。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(開発成果等の取り扱い)

第16条 具体的な各種の情報システムの開発成果並びに開発過程において派生的に生じた成果については、協議会が保有する。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、奈良県情報政策担当課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、奈良県情報政策担当課長又はその相当職の者をもって充てる。

3 事務局の運営等に必要な事項については、会長が別に定める。

(会則の変更)

第18条 この会則は、役員会において役員の3分の2以上の同意を得なければ変更できない。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成16年10月19日から施行する。

2 協議会の設立初年度の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成17年3月31日までとする。

附 則

1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。